

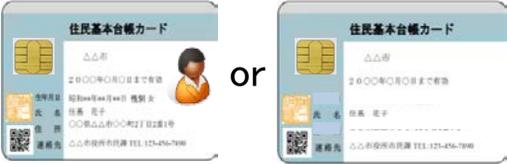


総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

参考資料

総務省自治行政局住民制度課

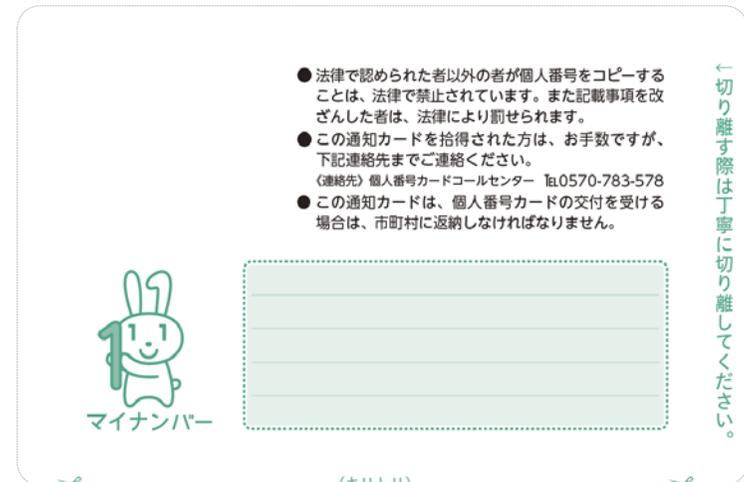
個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:無料(電子証明書含む) ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○なし
4 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

通知カードの様式について(案)



【おもて面(案)】



【うら面(案)】

個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成

電子
証明書

を格納
する。

公的個人
認証AP

電子
証明書

ICチップ
空き領域

券面事項確認
AP

券面事項入力
補助AP

住基AP

プラットフォーム

市町村等が用意した独自 **アプリ** を
搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請
いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請を
とりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



個人番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのICチップ内の構成

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自
搭載するために利用する。

アプリ

(1) 個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。
また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2) ICチップの空き領域

市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・証明書自動交付機
- ・公共施設予約
- ・コンビニ交付
- ・図書館利用
- ・地域の買い物ポイント 等

(3) 電子証明書

(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)
行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング、コンビニ交付 等

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子証明書

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面

または

電子証明書

を利用

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子証明書

を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子証明書

を利用

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子証明書

を利用